

海外研究発表者への支援金給付実施要領

計測会

2023年11月16日制定

1. 研究交流を通し、海外の人との触れ合いを奨励するため、国際会議で研究発表をする学生へ支援金を給付する。尚、ポスター発表や国内での発表は除く。
2. 支援金を受ける資格は、理工学系プログラム応用物理分野の研究室で、博士前期課程または博士後期課程に在籍し、且つ海外研究発表の登壇者であること。
登壇者以外の連名者、博士前期または後期課程に在籍しているが休学中の者、過去に当支援金を受けた者は資格を有さない。
3. 支援金受給者の定員は以下とする。
 - (1) 年度ごとに2名とする。年度は4月1日から翌年3月末日までの期間とし、その間に海外研究発表の日があること。
 - (2) 原則として、前期(4月～9月開催期)に1名、後期(10月～3月開催期)に1名をそれぞれ募集する。
前期の募集期間を6/1～7/31、後期の募集期間を12/1～1/31とする。
 - (3) 支援金受給者の人数が定員に満たない場合は、定員未達人数を1年を限りとして次年度へ繰り越せるものとする。従って、各年度の支援金給付対象人数は、定員と繰り越し人数を合わせて4名を超えることはない。
繰り越しで支援給付対象人数が増えても、募集期間は当項(2)による。
4. 支援金は一人当たり5万円とする。
支援目的は、海外渡航の準備、渡航先での懇親会などの研究交流とする。
5. 支援金給付対象者の応募
 - (1) 応募者は別途定める申請書を作成し、応用物理分野長が計測会会長へ提出する。
 - ・申請書には、研究集会の名称、開催時期、開催場所、渡航日程、発表研究の題目、発表日程などを記入する。
 - ・申請書には、committeeからのaccept通知の写しなどを添付する。
 - (2) 応募は海外発表実施後でも可とする。
6. 申請の受付及び承認
 - (1) 計測会役員会は申請内容を確認し、拒否すべき特段の理由がない限り承認する。
 - (2) 承認後、速やかに申請者へ支援金を給付するとともに、給付した旨を応用物理分野長と申請者へ連絡する。
7. 支援金受給者は、支援金を受けた海外研究発表の経験などを計測会へ寄稿する。計測会はその稿を、会のホームページに掲載する。
 - ・寄稿の期限は、海外研究発表後二ヶ月以内とする。但し、5項(2)に該当する場合は、支援金受給後二ヶ月以内とする。

申請受付後の処理手順

- ・ 申請受付したことをメールで役員へ展開（会長）
- ・ 展開後 10 日の間に不承認のメールが無ければ、役員会で承認されたとする
- ・ 振込を会計担当へ指示（会長）
- ・ 申請者へ給付金を振り込み（会計担当）
- ・ 振り込んだことをメールで全役員へ発信（会計担当）
- ・ 振込完了したことを申請者と分野長へメールで連絡（会計担当）